

琉球問題をめぐる日清交渉と国際法

— 清国の国際法受容の様相 —

張 天 恩

早稲田大学大学院社会科学研究所

アブストラクト：琉球問題をめぐる日清交渉において、日本は国際法を前面に押し出し、自国の行動の正当性を裏付けた。日本の国際法に基づいた論理に対して、清国はあくまで冊封朝貢の歴史から琉球に対する宗主国としての地位を確保しようとし、対抗しうる国際法の論理をもって十分に論駁を加えなかった。清国の国際法への適応は国際法知識の貧困と冊封朝貢体制の温存への配慮という二つの要素に制約された。さらに、台湾事件や琉球問題をめぐる日清交渉における日本の国際法論理が清国にとって大きな刺激となり、清国の国際法受容へのインパクトとして働いたことを見逃してはならない。

Understanding of International Law in China: A Case Study on the Sino-Japanese Negotiations on the Ryukyu Islands Dispute

Tianen ZHANG

Graduate School of Social Sciences, Waseda University

Abstracts: In the Sino-Japanese negotiations pertaining to the Ryukyu Islands dispute, Japan attempted a positive application of International Law, while China merely tried to secure its status of suzerainty citing the history of tribute. China did not tender a convincing explanation to sufficiently refute Japan's assertions. In its application of International Law, China was constrained by two factors: a lack of knowledge about the subject and the endeavor to preserve the tribute system. Japan's constructive attitude with regard to international law on the issue of the Taiwan Expedition and during the negotiations on the Ryukyu Islands dispute has greatly stimulated China's sense of International Law.

はじめに

台湾事件や琉球問題をめぐる日清交渉では、日本は国際法論理を前面に押し出し、自国の行動の正当性を裏付けた。それに対して、清国は国際法意識の発達が日本のそれより遅れ、対抗しうる論理で反論できなかったことも事実である⁽¹⁾。この外交交渉過程における日清両国の国際法意識の差異を考えるにあたって、両国の国際法受容の問題を取り上げなければならない。特に東アジア諸国の場合、一国の国際法意識の発達は外交交渉の相手国に刺激されて達成されたことが多いし、外交交渉におけるある国のスタンスも国際法受容の程度に規定されている⁽²⁾。したがって、外交交渉過程の分析を通して一国の国際法受容の程度を検討できるであろう。

近代中国における国際法受容に関して、すでに思想史、外交史などさまざまな視点から研究されてきた。しかし、具体的な交渉過程における清国の国際法の適用に関する研究は必ずしも多くない⁽³⁾。先行研究について言えば、井上毅に関する研究はだいたい琉球問題をめぐる対清交渉における井上毅の国際法意識及びその論策に言及するが⁽⁴⁾、清国側の論策を中心にした研究は全く日本の国際法論理

-
- (1) 日本と中国の国際法意識の発達について、それぞれ以下の代表的な研究を参照されたい。吉野作造「わが国近代史における政治意識の発生」氏編(1927)『政治学研究：小野塚教授在職廿五年記念』第2巻、岩波書店。尾佐竹猛(1932)『近世日本の国際観念の発達』共立社。林学忠(2009)『従万国公法到公法外交：晩清国際法的伝入、詮釈と応用』上海古籍出版社。なお、琉球問題をめぐる日清交渉の際、清国においてはほぼ国際法の意味で「万国公法」「公法」を使っていたので、本稿での表記は史料によって「国際法」「万国公法」が入り混じっており、無理に統一していない。
- (2) 植田捷雄がこの視点からアヘン戦争における中国の国際法意識を検討した。(植田捷雄(1944)「支那の開国と国際法」『東洋文化研究』第1号)それに、東アジアにおける国際法受容史でよく知られていることだが、日本は対朝鮮交渉でいち早く国際法の論理に準拠して公使駐京の必要とその職務を説明し、『星軫指掌』『万国公法』を朝鮮に贈与した。(田保橋潔(1940)『近代日鮮関係の研究』朝鮮総督府中枢院、上巻、623頁)
- (3) 近代中国における国際法の受容と適用についての研究状況は川島真(1999)「中国における万国公法の受容と適用——『朝貢と条約』をめぐる研究動向と問題提起」を参照されたい。(『東アジア近代史』第2号)佐藤慎一の代表的な思想史研究(佐藤慎一(1996)『近代中国の知識人と文明』東京大学出版会)以外に、とりわけ日本ファクターと東アジアにおける内在的地域変動を重視し、宗主権と国家主権との衝突として日清戦争前の日清関係の流れを解釈しようとした浜下武志の研究(浜下武志(1997)『朝貢システムと近代アジア』岩波書店)や、中華世界の近代的再編などを提示した茂木敏夫の研究(茂木敏夫(1992)「中華帝国の『近代』的再編と日本」『岩波講座 近代日本と植民地1 植民地帝国日本』岩波書店。同氏(1993)「中華世界の『近代』的変容——清末の辺境支配」溝口雄三ほか編『アジアから考える2 地域システム』東京大学出版会)は本稿と関連している。茂木敏夫は台湾事件、江華島事件、琉球処分、清韓宗属関係の再編、ベトナムやビルマ問題などを概観し、中国が日本や西洋の国際法に基づいた論理に対峙しつつ、中華世界の近代的再編を余儀なくされたと指摘した。そのほかに、国際法の受容に絡んで清国の領事設置と在外領事裁判権を中心にして論じた青山治世の研究が取り上げられる。(青山治世(2014)『近代中国の在外領事とアジア』名古屋大学出版会)
- (4) 山下重一(1982)「対清改約分島交渉と井上毅」『國學院法学』19(4)。長谷川直子(2000)「西欧国際体系の受容と井上毅」梧陰文庫研究会編『井上毅とその周辺』木鐸社。なお、明治十四年政変の国際条件として、

に基づいた琉球論策に触れておらず⁽⁵⁾、両者の間に接点が見られないという研究状況である。両国間の論理の対立、近代と前近代との相剋を指摘した研究もあるが、日清両国の論理がどのように対立したのか、実証的に検討されていない⁽⁶⁾。本稿は先行研究を踏まえたうえで、分島交渉前後（1878－1881）、琉球問題をめぐる日清交渉における両国の外交姿勢、とりわけ国際法論理と冊封朝貢論理をめぐると対立に焦点を当てる。そして、日本の国際法に基づいた論理に対して、清国側がどのように国際法を位置づけ道具として利用しようとしたのか、国際法受容の視点から日清両国の外交姿勢の相違及びその意味を検討したい。

I. 琉球問題前史としての台湾事件と国際法

19世紀における国際法学は自然法主義より実定法主義が主流となり、国際法を生み出した「文明国家」たる欧米諸国に国際法上の権利が認められる一方、非ヨーロッパ地域は「開化」していない地域として先占の対象となった。このように国際法は欧米諸国が「野蛮人」の土地を獲得してそれを文明化に導くための論理となったわけである⁽⁷⁾。このような国際法の性質の変化が台湾事件をめぐると日清交渉においても投影された。

琉球漂着民が台湾生蕃に殺害された事件を解決するために、明治7年大久保利通は小牧昌業、高崎正風、お雇い外国人ボアソナード（Gustave Émile Boissonade）などを従えて北京に赴いた。井上毅がのちにこの使節団に加わるようになった。井上毅は法制官僚として、ボアソナードとともに、万国公法を駆使して清国との折衝に尽力した⁽⁸⁾。

藤村道生は琉球分島交渉を取り上げた。（藤村道生（1971）「琉球分島交渉と対アジア政策の転換——明治十四年政変の国際的条件」『歴史学研究』373）

- (5) 西里喜行（2002）「郭高燾の琉球自立＝独立論とその周辺」『琉球大学教育学部紀要』61。（後に『清末中琉日関係史の研究』（京都大学学術出版会、2005年）に収録された）
- (6) 金城正篤（1978）『琉球処分論』沖縄タイムス社、148、151、162頁。植田捷雄（1951）「琉球の帰属を繞る日清交渉」『東洋文化研究所紀要』第2冊、167-77頁。
- (7) 国際法の法源の変化について、大久保泰甫（2016）『ボワソナードと国際法——台湾出兵事件の透視図』岩波書店、114-5頁。田岡良一（1972）「西周助『万国公法』」『国際法外交雑誌』71(1)、53頁。太寿堂鼎（1955）「国際法上の先占について」『法学論叢』61(2)、84-5頁。中村進午（1928）『国際公法論』清水書店、92-5頁。一瀬啓恵（1995）「明治初期における台湾出兵政策と国際法の適用」『北大史学』35、28頁。
- (8) ボアソナードと井上毅の対清交渉における役割に関して、それぞれ以下の研究が詳しい。大久保泰甫（2016）『ボワソナードと国際法——台湾出兵事件の透視図』岩波書店。山下重一（1989）「明治七年対清北京交渉と井上毅」『栃木史学』3、同論文はのちに梧陰文庫研究会編（2000）『井上毅とその周辺』木鐸社に収録された。なお、一瀬啓恵は台湾出兵事件における国際法の適用という視点から、とりわけ井上毅の「台湾事件処置意見」を取り上げて国際法に基づいて分析した。（一瀬啓恵（1995）「明治初期における台湾出兵政策と国際法の適用」『北大史学』35）そのほか、張啓雄が台湾出兵事件をめぐると日清紛争における両国の政治理念の衝突を描きだした。（張啓雄（2016）「〈以不治治之論〉対〈実効管轄領有論〉——一八七四年北京交渉会議か

明治7年9月16日総理衙門大臣との第三回会談において、大久保が「公法上ニ於テ政權及ハサル地ハ版図ト認メスト云ヘリ、我レハ決シテ貴国ノ版図ニ非サルヲ信ス」と発言した。大久保の発言を受けて、総理衙門大臣文祥は日清修好条規第三条「両国ノ政事禁令ハ異同有ルヲ以テ互ニ豫リ聞ク事無キ」を持ち出して日本の行為を非難し、「万国公法ナル者ハ近来西洋各国ニ於テ編成セシモノニシテ、殊ニ我清国ノ事ハ載スル事無シ、之ニ因テ論スルヲ用ヒス、正理ヲ以テ熟ク商談スヘシ」⁽⁹⁾と日本側の国際法の論理に反発した。10月11日、総理衙門は大久保宛照復に、「本王大臣未だよく泰西公法全書^{つひひか}の精義に詳悉する能はず、敢えて拠りて以て問難せず。而して修好条規は則ち深く悉にする所、其の条規を以て拠と為すの応否は、亦た自ら公論有らん」⁽¹⁰⁾と記し、自身が国際法の奥義を知らないと認め、修好条規に準拠すべきだと主張した。それに対して、日本側は再度生蕃の地が中国領土であることは立証できないことをあげ、修好条規の適用範囲ではないと主張した⁽¹¹⁾。

一方、井上毅が論策で国際法の普遍性を際立たせて強調したことが見て取れる。井上の主張では、国際法の法源に、「性法」と「各国盟約典例」の二種類があり、「性法」に起源をもつものは普遍的で世界共通の原理だから、性法に由来する国際法上の先占論は、清国がそれを拒否することができない⁽¹²⁾。さらに、井上毅は総理衙門大臣の董恂がかつてマーティン（丁韪良 William A. P. Martin）の訳書『万国公法』に寄せた序文のなかに「今九州外之外（国一引用者注、以下同）林立矣、不有法以維之、其何以国」という文があることを指摘し、「是拠れハ総理衙門諸大臣の内にも亦公法無かるべからざる事を知るの一証を得」と主張して、清国の「公法不足為拠」の持論を論破しようとした⁽¹³⁾。

明治7年日清両国の北京交渉は、全く国際法（万国公法）をめぐる勝負の様相を呈した⁽¹⁴⁾。日本の対清交渉からみると、一度日本は出兵の正当性を論理づけるために実定法主義⁽¹⁵⁾に基づいたにもかかわらず、国際法に対して消極的な態度を示した清国を説得するために、自然法主義を利用した。それに対して、清国側はあくまで日清修好条規を根拠に日本の行動を非難したが、日清修好条規そのものの持つ曖昧性ゆえに、両国間の条約が、自然法の性格に由来した普遍性（日本の主張に拠れば）を持つ国際法に対して、いかに無力だったか明らかである⁽¹⁶⁾。清国が国際法に対して消極的な態度を示し

ら見た日中間国際秩序原理の衝突」『社会システム研究』32)

(9) 外務省編（1955）『日本外交文書』日本外交文書頒布会、第7巻、230頁。

(10) 李書源整理（2008）『籌弁夷務始末・同治朝』中華書局、第10冊、3925頁。『日本外交文書』第7巻、266頁。

(11) 『籌弁夷務始末・同治朝』第10冊、3918、3926-27頁。

(12) 井上毅伝編纂委員会（1966）『井上毅伝 史料篇』國學院大学図書館、第1巻、36頁。

(13) 同上。

(14) その当時、日本がいかに国際法を研究していたかについては、後藤新（2009）「台湾出兵と国際法——台湾蕃地事務局における戦時国際法の研究を中心として」を参照されたい。（後藤新『法学研究：法律・政治・社会』82(2)）

(15) 前掲一瀬啓恵「明治初期における台湾出兵政策と国際法の適用」、34-5頁。

(16) 清国の伝統的版図観に基づく主張は日本側の近代的領土主権に基づく主張に対抗しきれなかったと茂木敏夫が指摘した。（茂木敏夫（1993）「中華世界の『近代』的変容——清末の辺境支配」溝口雄三ほか編『アジアから考える2 地域システム』東京大学出版会、272-3頁）

たことは日本側のそれと対照的である。このような両国の姿勢は、後の琉球交渉にも続いていた⁽¹⁷⁾。

II. 琉球問題をめぐる日清交渉と国際法

1 琉球問題をめぐる日清両国の論理

(1) 何如璋・寺島外務卿会談における論理の対立

明治8年日本政府は、琉球に清国への進貢及び清国よりの冊封の差止めを命じた。明治10年李鴻章が駐清公使森有礼に日本の琉球進貢の差止めの理由を聞いたが、森公使は「琉球藩ノ儀ハ本邦内務ノ所轄ニシテ外務ノ関係ニハ無之故進貢差留候様ノ儀ハ一向承知不致」と答えた⁽¹⁸⁾。その後、日清間の交渉の中心は清国公使何如璋と外務省との交渉に移った。

明治11年9月3日何如璋が寺島宗則外務卿を訪問し、日本が琉球の進貢を差止めた理由を聞いたが、双方は各自の論理を押し通して相譲らなかった⁽¹⁹⁾。9月27日何如璋は寺島外務卿と会談を行ったが、両国の論理の対立が際立っており、交渉が行き詰まった⁽²⁰⁾。寺島外務卿は「其土地ヨリ税ヲ収メ候者ヲ以テ管轄者トス、公法書類御覧相成候ハハ相分り可申候」と国際法上の実質管轄論を持ちだしたうえに、先年の台湾事件の問題を提起し、政教の及ばざる地域は国際法上領有と認めず、「書籍ニタトヘ昔ハ属国ト載タリト雖モ現在其实政ノ及ハサル処ハ証トスルニ足ラス」と何如璋の属国論を退けた。さらに、寺島外務卿は1878年ベルリン会議によってオーストリアがボスニアを軍事占領した例を引いて、土地の所属は当該地方国民の意向如何にもかわらず、実質管轄かどうかで決める、とパワーポリティックスの論理を説いた。何如璋の冊封朝貢関係を根拠に議論を展開する論法に対して、寺島外務卿は「貢ト云者ハ礼儀上ヨリ出ル者ニテ収税トハ異ナリ、税ハ実地管轄主ニ非レハ之ヲ収ムル事ヲ得ス。近来各国相交ル総テ公法ニ拠リ、努メテ公法ニ背カサルヲ要ス」と国際法の論理に基づいて実質管轄論を唱えた。総合的に見れば、9月27日の何如璋と寺島外務卿との会談において、伝統的冊封朝貢関係に基づいた論理と国際法に基づいた実質管轄論との対立が貫かれており、寺島外務卿の実質管轄論に対して何如璋は有力な反論ができなかった。

明治11年10月7日、何如璋は寺島外務卿に照会を送った。日本が琉球の進貢を差止めた行為に対して、何如璋は日清修好条規第一条を援用し、万国公法に準じて、「日本ハ堂堂タル大国、諒ルニ肯テ隣交ニ背キ、弱国ヲ欺キ、此不信不義無情無理ノ事ヲ為ササル」とし、「琉球ヲ欺凌シ、擅ニ旧章ヲ

(17) 台湾事件と琉球問題との間に、江華島事件、マーガリー事件、烏石山教案、イリ問題などがあり、いずれも国際法の適用の視点から捉えることが可能であるが、台湾事件や琉球問題ほど国際法との関係が深くないので、本稿ではこれらの案件についての検討を捨象し、別の機会に譲りたい。

(18) 横山学編（1980）『琉球所属問題関係資料』第8巻（『琉球所属問題』第一第二）本邦書籍株式会社、157-8頁。以下、『所属問題』と略す。琉球政府編（1969）『沖縄県史』巖南堂、第15巻、45頁。

(19) 『所属問題』、159-63頁。『沖縄県史』、45-6頁。

(20) 『所属問題』、166-83頁。『沖縄県史』、47-53頁。

改ムル」[条約ヲ廢棄シ、小邦ヲ压制スル]ことの不条理を非難した⁽²¹⁾。ところが、何如璋の照会に不適切な言葉があると日本は問題視し、このいわゆる「暴言事件」を口実にして何如璋との交渉を事実上拒否した。一方、日本は着々と既成事実を積み重ね、明治12年遂に琉球併合を断行した。

(2) 新聞上における論戦と日清両国の論理

1879年11月から12月にかけて、清国公使館翻訳官マカッティ (Divie Bethune McCartee) の横浜『ジャパン・ガゼット』(Japan Gazette) への投書は清国の立場を代弁した。それに対して、日本は反駁の論文を日日新聞に寄稿した⁽²²⁾。伊藤博文の指示を受け、井上毅が「横浜新聞駁論草稿」という反駁の論文を起草したことはあるが、それが日日新聞に寄せられた論文とどのような関係なのか不明である⁽²³⁾。日清両国の論戦に対して、イギリス公使館書記官アーネスト・サトウ (Ernest Mason Satow) が次のような論評を下した。

この(琉球)問題に関する清国の態度が誤解されてきたことには注意すべきである。日本と琉球の所有権について争っていたとき、清国は琉球への主権を主張していたと言われている。しかしながら、この視点で説明すると、日本に相当有利であるにちがいない。というのは、清国政府が全く琉球を支配したことがなく、その説明は簡単に論破されるからである⁽²⁴⁾。

それに、イギリス代理公使ケネディー (J. G. Kennedy) は日本の琉球に対する排他的領有権を得るための大胆かつ効果的行動が日本の政策を成功に導いた、とサトウの論評に対して賛意を表した⁽²⁵⁾。つまり、日本は琉球における主権成立を確保するための行動をとったのみならず、その行動を国際法の論理をもって正当づけることによって、清国の論理を簡単に論破できる。というのは、清国が琉球に対して実行支配をしたことがなかったからである。明治12年日清両国の照会往復からみれば、まったくサトウの述べた通りで、日本は国際法をふんだんに用いて琉球における主権成立の法的歴史的根拠を持ち出し、清国に反論の余地をほとんど与えていなかった。

(21) 外務省編 (1950)『日本外交文書』日本国際連合協会、第11巻、271頁。

(22) David Gillard (1984), ed., *British documents on foreign affairs—reports and papers from the Foreign Office confidential print*, University Publications of America, part I, vol.2, pp.70. 山下重一はイギリス側の史料に触れず、『ジャパン・ガゼット』への投書の執筆者がイギリス人ブラック (Black John Reddie) だと推測した。(山下重一 (2004)『続琉球・沖縄史研究序説』御茶の水書房、228頁)

(23) 『井上毅伝 史料篇』第5巻、17、506-14頁。

(24) David Gillard, op. cit., pp.73. Memorandum.

(25) Mr. Kennedy to the Marquis of Salisbury, February 13, 1880, ibid. pp.70.

2 日清両国の照会往復における論理の対立と国際法

明治12年琉球問題をめぐって、5月10日と8月22日の総理衙門の二回にわたる宍戸璣公使宛照会と、7月16日と10月8日の日本の二回の照復という照会の形での応酬が行われた。この照会往復から、日清両国の論理が見いだせるので、以下に両国の照会往復を軸にして国際法の適用の問題について考察していきたい。

(1) 第一回清国の照会と日本の反論

日本の「廢琉置県」に対して、総理衙門は5月10日付照会において琉球と米仏蘭三カ国との条約が琉球の独立国としての地位を示すものであり、日本の行為が日清修好条規第一条に違反するとし、「廢琉置県」の停止を求めた⁽²⁶⁾。一方、琉球の帰属問題について、伊藤博文は「地形を以論シ候も、言語風俗を以テ見ルモ、日本之属地タルコト明瞭なりとの説ニ付、其明瞭なるにハ皆其確証有之、支那之冊封抔と虚文を以其属国タルヲ主張スルコトトハ、大ニ輕重有之」と述べ、清琉間の冊封朝貢関係が名義上のものに過ぎず、琉球帰属に関する日本の根拠とは同日の論ではないと主張した⁽²⁷⁾。さらに、清国への照復について、7月28日伊藤は井上毅宛書簡で「支那へ回答書中、吏理其民兵戊（ママ）其地等之廉ハ、いつれ實際之証拠論拠ニ可立入ハ、必定と被存候間」と述べたうえで、薩摩藩の琉球支配の記録を取り調べ、琉球の日本所属の根拠を照復の覚書の付録として添付するように井上毅に命じた⁽²⁸⁾。

伊藤の意に基づいて井上毅が苦心して作成した文書が「支那政府ノ抗論ニ対シテ我日本ニ琉球島ヲ專領スヘキ主権アルノ覚書」⁽²⁹⁾である。その中で、「権理ノ原由及ヒ証拠」、いわゆる国際法上の領域権原について、上古及び近世の史伝、地理的關係、文字と言語、宗教、人種、風俗慣習などの面から、琉球の日本所属を説明した。なかんずく、琉球の薩摩藩に従属した証拠として「島津家久ノ法令」「尚寧ノ誓詞」を取り上げた。さらに、日本の琉球における支配の事実として、「琉人公然我兵ニ降服シ、我官吏其民ヲ治メ、其法ヲ布キ、其税ヲ収メタル等ノ実跡」、「台湾ノ生蕃、琉球ノ難民ヲ劫殺シタルカ如キ、我便チ兵ヲ派シテ査刃」することを挙げ、「我国ノ該琉球島ヲ專領スヘキ完全ナル主権」があると結論付けた。琉球と清国との冊封朝貢関係について、「支那ノ各小国ニ於ケル往々形容ノ封冊ヲ与へ、其土地ノ上ニ虚名ノ権勢ヲ有」したが、「虚名形容ノ關係」と「該島ノ所属ノ權利」とは両立すべきものではないとし、冊封朝貢関係が主権を主張するには足りない論じた。さらに、日本の琉球処分が日清修好条規第一条に違反するという清国の非難に対して、清琉間の冊封朝貢関係が琉球における主権を確立できないにもかかわらず、冊封朝貢関係に依拠して日本の条約違反を責めることは理不尽であると反駁し、清国の論理が「自家撞着ノ説」であり、矛盾が含まれていると指摘

(26) 『所属問題』、270-3頁。『沖縄県史』、80-81頁。

(27) 『井上毅伝 史料篇』第5巻、13頁。

(28) 『井上毅伝 史料篇』第5巻、14頁。

(29) 『所属問題』、329-52頁。『沖縄県史』、98-106頁。山下重一（1999）『琉球・沖縄史研究序説』御茶の水書房、196-7頁を参照。

した。しかし、琉球と米仏蘭三カ国との条約について、何も説明しなかった。つまり、冊封朝貢関係は近代国際法における主権確立の要件を満たさないとし、清琉間の冊封朝貢関係が日本の琉球における支配事実ほど有力なものではないという論理であり、これは国際法を駆使したパワーポリティクスである。井上毅が作成したこの覚書は、伊藤の前述意見を成文化したものであるのはいうまでもないし、明治11年9月27日何如璋・寺島外務卿会談に見られる寺島外務卿の実質管轄論とも論理上において通底しているといえよう。

(2) 日本の反論に対する清国の弁駁の照会

日本の前述の覚書に対して、1879年8月11日何如璋が李鴻章宛書簡で弁駁した⁽³⁰⁾。日本のいわゆる「兵其の地を成り、吏其の民を理め、禁を布きて令を行ふ」ことについては、官吏一人を那覇に置いたことがあるとはいえ、その職務は徴税、商人保護及び情報探偵に過ぎず、琉球の内政に一切干渉しなかった。台湾生蕃の役、両国交換された文書に見られる日本国属民が備後國小田県民を指すため琉球とは関係がないとし、日本が台湾出兵を口実として「廢琉置県」の段取りをすることは無理強弁であると強く反発した。

1879年竹添進一郎が天津で李鴻章に面会し、李鴻章の琉球意見を探った。12月7日竹添の李鴻章宛書簡で「抑も西人事を挙ぐるに必ず口を公法に藉る。而して所謂公法、一君兩國を兼統する有り、一国二君に兩属する無し。是れ西人亦兩婚の婦有らざるや明らかなり」と国際法上兩属の国がなく、琉球の日本所属が正当であることを説明した⁽³¹⁾。同日、竹添は李鴻章と筆談を行い、琉球の日本所属の論拠として「島津家久ノ法令」及び「尚寧の誓詞」を挙げた。それに対して、李鴻章は琉球人からの話によって「島津家久ノ法令」及び「尚寧の誓詞」は日本に押しつけられたものであり、完全に遵守されていなかったから、琉球の日本所属の論拠として不十分であると反論した⁽³²⁾。

7月付の日本の照会に対する清国の照復は各方面の意見が取り入れられた⁽³³⁾。8月4日何如璋はアメリカ駐日本公使館に赴き、ヨング (John Russell Young) から「中山王の用ひる所の印は中国の頒する所、此れ令を出だして政を行ふの物、中国に臣服するの確拠と為す可し」という助言を受け、李鴻章に書き送った⁽³⁴⁾。なお、日本の琉球処分による琉球の亡国に直面して、清国に來た亡命琉球人が清国要人に請願し、救国運動を展開した。琉球紫巾官向徳宏が天津に到着した後、李鴻章は前述日本の照会を向徳宏に見せ、逐条的に弁駁させるように命じた。向徳宏は、伊地知貞馨著『沖繩志』の自序及び「貢献志」部分の序を漢訳したほか、日本の照会に対する詳細な弁駁書を作成した。李鴻章は向徳宏の作成した書類を全部総理衙門に回し、『沖繩志』序文に見られる「琉球は兩属の国たり、頗る

(30) 顧廷龍ほか編 (2008) 『李鴻章全集』安徽教育出版社、第32冊、462-3頁。

(31) 『李鴻章全集』第32冊、497-8頁。

(32) 『李鴻章全集』第32冊、498-500頁。

(33) 『所属問題』、377-82頁。『沖繩県史』、113-5頁。

(34) 『李鴻章全集』第32冊、467-8頁。

自主の国体を備ふ。例へば、外国を以て之れを待つは和漢揆を同じくす」を援用して日本の照会に対抗すべきであると総理衙門に建言した⁽³⁵⁾。この結果、何如璋と李鴻章の意見がことごとく8月22日付清国の照会に反映された。

8月22日付清国の照会を見ると、何如璋と向徳宏の意見に基づいた内容を補足した以外、主旨は5月10日付清国の照会とほぼ変わらない⁽³⁶⁾。琉球における舜天王の系統が三世後既に絶たれたこと、琉球の清国への進貢は日本へのそれより早かったこと、地理、言語、宗教、風俗などは日本と近かったが、中国とも近いこと、琉球と三カ国との条約があることを挙げ、琉球の独立国としての地位を説明した。かつ、「夫れ冊封を頒して職貢を受くる者、属国の実なり。政教禁令、遥制を為さざる者、自ら一国を為す実なり、二者並行して悖らず」と属国自主の持論を持ち出した。最後に、国際法に基づいて第三国に調停を依頼する可能性をほのめかした。しかし、日本の琉球における主権確立の要件として挙げた徴税、行政管理の実などに対して、注目せず、反論も全くできなかった。

(3) 清国の弁駁に対する日本の再反論

8月22日付清国の照会に接し、井上毅は伊藤博文宛書簡で照会中の「若し貴国覆た察度を加へ、善く転圜を為すは、固より中国の深く願ふ所なり」という文に注目し、「彼れは既に気屈し、速に事之結局を求むるに傾きたるに似たり」と清国の意向を推察し、伊藤に伝えた⁽³⁷⁾。伊藤は返書で井上毅の推察に対して不同意を唱えつつ、「大体冊封朝貢正朔を以属国之徴と爲し、政教禁令聴自爲と各国と換約アルヲ以一国と認ムルト言ノ点ニ外ナラス」と清国の二回にわたる照会における論法の問題を鋭く捉えた⁽³⁸⁾。そのうえで、伊藤の意見に基づいて井上毅が起草した「千八百七十九年八月二十二日支那政府ノ照会ニ対スル答辨ノ覚書」は伊藤の考えた枠組みを大いに超え、国際法の素養を生かし、堂々たる論理をもって清国の琉球における権利を一蹴した⁽³⁹⁾。この覚書は頗る長文にわたるものの、以下ではこの覚書に基づいて分析し、井上毅の論理を抉り出したい。

井上が起草した覚書の説明では、琉球と外国との条約について、琉球が実際に独立国としての地位があるように装い、外国と条約を結んだことは、琉球が外国より国家の承認を得て独立国の権利を有することにならない⁽⁴⁰⁾。清琉間の冊封朝貢関係について、「朝貢冊封ノ事タル単ニ虚文空名ニ属スルモ

(35) 『李鴻章全集』第32冊、464頁。

(36) 『琉球所属問題』、377-82頁。『沖縄県史』、113-15頁。

(37) 伊藤博文関係文書研究会編（1973）『伊藤博文関係文書』塙書房、第1巻、316頁。

(38) 『井上毅伝 史料篇』第5巻、15頁。

(39) 『所属問題』、389-415頁。『沖縄県史』、119-28頁。椋陰文庫にこの覚書の草稿（A五五九）がある。（山下重一前掲「日本改約分島交渉と井上毅」、15頁を参考）

(40) しかし、一般的な国際法上の解釈では、国家の「黙示の承認とは、公使領事の授受、条約の締結、犯罪人の引渡、其他国家間の交際上為すべき行為を行ひたるにより、實際承認したの形状外面に表はるるものを云ふ」と中村進午が述べたように、三国との条約が実際に琉球を国家とする黙示の承認となる。（前掲中村進午（1928）『国際公法論』清水書店、205頁を参考）後述のように、琉球と外国との条約締結が日本の論理上の弱

ノ」であり、「支那古来ノ慣法トシテ、自ラ寰宇ノ君主ナリト称シ、悉ク天下ノ国ヲ臣属ナリト」公言することは、満天下に主権を有する証拠とならない。「琉球ノ子弟支那ニ往テ教育ヲ受ケ、琉球ノ人民支那ノ曆朔ヲ用キタル」ことは、日本の琉球における「無上ノ主権」を否定できるものではない。国際法上の主権成立の要件に、特に版図取得の手段として時効 (Usucapio)⁽⁴¹⁾を際立たせて、正義か否かを問わず、他国の長期的占領に対して、武力で争わないかぎり、「所謂経久確實ノ占領ハ其土地ノ主権ヲ成就スルニ足ルナリ」と説いた。島津家久の琉球征討以来、台湾事件及び琉球藩設置の時、日本の琉球支配に対して、清国が抗議しなかったし、「何等抗議ヲ起ササリシモノハ乃チ支那ハ該島ニ関シ、自ラ要求ノ権ヲ放棄シタル事ヲ明示スル所ノ副証タリ」と述べ、清国の黙認が自国の権利の喪失につながると説明した。

(4) 日本の国際法論理の弱点

井上毅は清国の照会に反駁するための覚書において国際法の論理を駆使し、日本の琉球における主権の法的根拠をあげて雄弁をふるった。ところが、日本の琉球における主権に関して、果たして間然するところがないほど完全無欠なのかどうか、井上毅は必ずしもそのように確信しなかった。国際法に精通した井上毅は日本の琉球における主権を主張するにあたって、その前に横たわっている大きな障害を意識していなかったはずはない。その大きな障害は清国が繰り返し問題にした三カ国条約の存在である。その障害について、井上毅は「公法家独立ノ国ト属国トヲ差別スルニ、専ラ外国交際権ノ有無ヲ以テス」とし、琉球と三国との条約は日本政府が黙認したものであり、かつ平等条約の体裁をなすものだから、「是ヲ公法家ノ説ニ照スニ我カ論宗ノ為メニハ巨大ナル障碍物ノ前途ニ横阻スルヲ見ルカ如シ」とはっきり認識した⁽⁴²⁾。しかしながら、井上毅は上述の覚書において、清国の琉球における権利を退けて琉球の独立国の実がないことを立証するために、「支那国ハ夫ノ条約上一方ノ対主ニ非ズ」「(琉球が)条約ヲ取結フヘキ権利ヲ有スルト偽リタル」「当時我帝国ハ全ク封建ノ主義ヲ以テ統治シ、且今日ノ中央政府ニ於テ決シテ許スヘキカラサルノ事柄ヲモ当時多ク封侯ニ許シタル」⁽⁴³⁾などの理由を挙げて、やや強引な論法で言葉を濁した。

さらに、井上毅は「琉球意見三」⁽⁴⁴⁾で、琉球の地位をめぐる清国の論点を「属国」「両属」「半独立ノ邦」⁽⁴⁵⁾と三つの項目に分けて反論するためのシミュレーションを行った。なかんずく、清国が琉球

点であることはその後井上毅自身も認めた。

(41) 版図取得手段としての時効について、中村進午 (1897)『国際公法論』東華堂出版、第3版、227-8頁を参考。

(42) 『井上毅伝 史料篇』第1巻、175-7頁。

(43) 『所属問題』、390-93頁。『沖縄県史』、119-20頁。

(44) 『井上毅伝 史料篇』第1巻、177-80頁。

(45) 国際法上の半自主国について、開成所翻刻丁謙良訳 (1865)『万国公法』京都崇實館存版、第2冊、26-8丁を参照されたい。それに、岡本隆司は朝鮮問題に着目し、国際法テキストの語彙概念、特にsuzeraintyの東アジアにおける変遷を、原典と『万国公法』、『公法会通』などの漢訳との対照比較を通じて跡づけた。(岡本隆司 (2014)「宗主権と国際法と翻訳——『東方問題』から『朝鮮問題』へ」氏編『宗主権の世界史——東西アジ

を西洋人のいうところの半独立国家として日本の琉球処分を論難すれば、「論理尤モ人聴ヲ動カスニ足ル者」があり、日本に不利であると認識した⁽⁴⁶⁾。というのは、琉球に君主が存在し王と称すこと、日本が琉球の清国への朝貢、外国との条約を黙許したこと、琉球において独自の刑法が行われていること、といった琉球の半独立国家としての論拠が挙げられるからである。かつ、公法家は他国を併呑することを不正とし、「半独立ノ邦ト云トモ、亦政府ノ専権ヲ以テ之ヲ廢絶スルヲ欲」しない。

以上のように、清国の二回にわたる照会と日本からの二回にわたる照復を軸に公文書の形成過程、公文書に見られる両国論理の対立を中心にして分析した。琉球の帰属をめぐって、日本の国際法に基づいた論理と清国の冊封朝貢関係に基づいた論理の相剋の構図が浮き彫りになった。伊藤博文の意見をもとにして、井上毅が国際法の知識を駆使し、日本の琉球における主権の歴史的法的根拠を示し、清国の弱みに付け込み、雄弁をふるった。井上毅の基本的論点は、いわゆる「属国自主」を標榜する伝統的冊封体制の下では属国の内政に干渉しないという清国の論理を国際法の論理に則って論破するというものであった。彼の言うところの「冊封朝貢ハ属国ノ実証ニ非サルナリ」に見られる「属国」は明らかに国際法上の属国を意味し、清国の言う属国との間に大きな隔りがある。清国は国際法上の属国に対する認識が希薄であり、議論を繰り返して水掛け論の様相を呈した。その後、琉球帰属をめぐる日清両国の交渉が弾みとなり、属国と自主の議論が朝鮮問題に波及し、より激しい展開を見た⁽⁴⁷⁾。一方、日本の論理の前に、琉球と米仏蘭三カ国との条約という大きな障害が横たわっているが、井上毅が弱点を避けてやや強引な説明で言葉を濁し、日本の琉球支配の事実を際立たせて時効論に則して主権成立の法的根拠とした。ところが、清国は三カ国条約を取り上げ、国際法にも触れたとはいうものの、全体的に論法が非常に混乱し、あくまで琉球の朝貢の事実をもって属国論を唱えたため、井上毅の論理になかなか対抗できなかったことは明らかである。井上毅の繰り返し提起した主権という概念は清国において未だに定着せず、『万国公法』から得た曖昧な国際法の知識をもってそれに対抗するしかなかった。

Ⅲ. 琉球問題交渉をめぐる清国における論議と国際法

琉球問題をめぐる日清交渉においては、日本の国際法の論理に対して、清国がどのように対処したかは当時清国の国際法受容や国際法意識の発達程度などを判定する試金石である。前節の分析を通

アの近代と翻訳概念」名古屋大学出版会、90-118頁)

(46) ティネッロ・マルコが「西洋列強が琉球問題に関与しない限り、明治政府にとってそれらの『三条約』が琉球の独立を証明するといった清朝側の主張を容易に拒否することができたことに注意すべきであろう」「従来よりも西洋列強の役割を詳しく検討しない限り、なぜ幕末において琉球が独立国として締結した条約が日本による琉球合併を阻止する壁にならなかったのかを、完全に理解することができない」と指摘したように、西洋列強の態度が日本の琉球合併政策を大きく左右したことは言うまでもない。(ティネッロ・マルコ(2017)『世界史から見た「琉球処分」』榕樹書林、291-2, 297頁)

(47) 朝鮮問題をめぐる「属国と自主」の問題については、岡本隆司(2004)『属国と自主のあいだ——近代清韓関係と東アジアの命運』名古屋大学出版会を参照されたい。

じて、日本の国際法を駆使した論理に対して、清国はあくまで琉球との冊封朝貢関係の存在を論拠として日本に論難を加え、交渉において優位に立っていなかったことが明らかになってきた。しかし、清国において琉球問題をめぐってどのような議論がなされたのか、果たして日本の国際法に基づいた論理に対抗できる論策がなかったのか、留意すべき問題である。さらに、それを清国の国際法受容の視点からどのように捉えるべきなのか、本節で考察していきたい。

1 琉球共同保護案と国際法

(1) 各国公使会議と琉球共同保護案

1877年日本が琉球の清国への進貢を差し止めた後、福建省へ派遣された琉球の陳情使から状況を把握した閩浙総督何璟と福建巡撫丁日昌が上奏文を出し、対策を申し入れた。その要点は初代駐日公使何如璋が日本到着後、琉球の藩属国としての事実を日本に示し、西洋各国駐日公使を招集し、万国公法に準拠して理非曲直を判断してもらうことにある⁽⁴⁸⁾。1878年何如璋が上中下三策からなる「琉球三策」を総理衙門に申し述べた⁽⁴⁹⁾。上中両策は武力にでも訴える強硬策であり、下策は万国公法に準拠して西洋各国公使を招いて議論させることを通じて、日本を屈服させることである。同年7月23日総理衙門の上奏文に何如璋の「琉球三策」が援引されたが、「反復弁論し、徐々に教え導いても、聞き入れなければ、万国公法に準拠して糾問するか、あるいは各国公使を招いて理非曲直を議論させる」という文言になった⁽⁵⁰⁾。

1879年日本はいわゆる「暴言事件」を口実にして実質的に何如璋との交渉を打ち切ったが、その一方で、既成事実を積み重ねて「廢琉置県」を強行した。4月8日駐イギリス公使の任期を終えた郭嵩燾は帰国後、何如璋からの電報に接し、日本の「廢琉置県」の事実を知り、「その時初めて日本の台湾出兵の目的は琉球の日本所属を明らかにし、自由に処置するための口実を得ることにある」と悟った⁽⁵¹⁾。4月11日郭嵩燾が南洋大臣沈葆楨宛書簡で、「琉球は且さにその国を保つ能わざるに、貢に於いて何をか有らん」と琉球の朝貢免除を唱えたほか、「先に使臣をして之に論せしめ、その還報を得るを俟ちて、別に大臣を簡び、各国の公使と会同して與に琉球を保護するの法を商せしむべし」⁽⁵²⁾と琉球の各国共同保護を提案した。さらに、4月13日付李鴻章宛書簡で琉球の朝貢免除を力説した一方、「万国公法に小国を保護するの例有り、此れに拠りて以て日本を詰り、衆国の力を合わせて之を維持せば、琉球以て廢せざる可し」と述べ、万国公法の小国を保護する例に依拠して各国共同で琉球の自

(48) 故宫博物院編（1932）『清光緒朝中日交渉史料』故宫博物院、第1巻、21頁。

(49) 呉振清ほか編（2010）『何如璋集』天津人民出版社、94-7頁。

(50) 『清光緒朝中日交渉史料』第1巻、24-5頁。

(51) 梁小進編（2012）『郭嵩燾全集』岳麓書社、第11冊「日記四」、76-7頁。

(52) 『郭嵩燾全集』第13冊、363頁。西里喜行（2002）「郭嵩燾の琉球自立＝独立論とその周辺」『琉球大学教育学部紀要』61、228頁。

立を確保すべきであると説いた⁽⁵³⁾。三日後、郭嵩燾が4月16日付書簡を李鴻章に送付したが、その書簡の所在は未詳である⁽⁵⁴⁾。4月26日李鴻章の総理衙門宛書簡は郭嵩燾の前述4月13、16日付書簡を援引したところがあり、その一斑をうかがわせる。16日付書簡において、「日本既に琉球を改めて県と為し、前議当に小しく変通を為す可し。而して必ず入貢を寛免するを以て之れが基と為すを要す。一面使臣を派遣して各国公使と会同をして琉球を保護し、其の自主を聴す。日本事事法を西洋に取り、即ち当に西法を以て之れを治す可し」ということが書かれており、琉球の朝貢免除、各国共同保護で琉球の自立を確保する主義が貫かれている⁽⁵⁵⁾。郭嵩燾の提案した琉球の各国共同保護に対して、李鴻章は必ずしも実行可能ではないという否定的な意見を持っていたものの、それ以外解決案がないことも意識していた。

一方、郭嵩燾は琉球亡国の切迫した危機感にとらわれ、自分の提案を受け入れるように総理衙門、南北洋大臣に働きかけた。さらに、駐日本公使団の行動に対して、しばしば不満をもらした。駐日副使張斯桂からの書簡に接した後、郭嵩燾は4月16日の日記において、張斯桂が情勢判断の能力に欠けていると批判した。各国共同保護のもとで琉球の自立を確保する自説に対して、総理衙門と何如璋が賛同しようと、しまいと、現行案が自説と全く合致しておらず、駐日公使団による琉球の朝貢復旧の一点張りとは各国共同保護とは効果に雲泥の差があると愚痴をこぼした⁽⁵⁶⁾。4月25日郭嵩燾は再度李鴻章に書簡を書き送り、何如璋の対処が適切ではなかったせいで「廢琉置県」という結果になったと何如璋を批判した一方、「廢琉置県」という結果にいたって、何如璋と日本との交渉の行き詰まりを機に日本に使節を派遣し、万国公法に準拠して各国公使と議論することで日本を屈服させることができると意見を申し入れた⁽⁵⁷⁾。

日本への使節派遣という郭嵩燾の提案に対して、全く反響がなかったわけではない。5月28日郭嵩燾は「丁日昌に総督の肩書きを与えて日本に派遣し琉球問題をめぐって日本との折衝にあたらせたら、必ず局面を開闊できる」という話を友人の張力臣から聞き、「おおむねよい」とコメントした⁽⁵⁸⁾。さらに、5月30日郭嵩燾は再び恭親王などに宛てて書簡を書き送り、「然るに朝貢を以て言を為せば、各国は能く公論を持ちて助けを為す能わず。琉球を保護するを以て言を為せば、則ち此の義之れを万国公法に載せ、必ず皆欣然として楽み従ふ。日本は西洋に取り効ふを以て義と為し、断じて敢えて西洋の公議に違ひて逞を求めず」と万国公法における小国保護の国際的通義をもって日本に対抗すべき

(53) 『李鴻章全集』第32冊、409-10頁。

(54) 西里前掲「郭嵩燾の琉球自立＝独立論とその周辺」、229頁。

(55) 『李鴻章全集』第32冊、415-6頁。なお、5月6日付李鴻章の総理衙門宛書簡は再び郭嵩燾の議論を援用した。(同書、419-20頁)

(56) 『郭嵩燾全集』第11冊「日記四」、104頁。

(57) 『郭嵩燾全集』第13冊、376頁。郭廷以ほか編(1971)『郭嵩燾先生年譜』中央研究院近代史研究所、841-2頁。

(58) 『郭嵩燾全集』第11冊「日記四」、109頁。なお、1878年丁日昌は、日本へ官員を派遣し、あるいはハート(Sir Robert Hart)を正使または副使として交渉に当たらせるべきだと建言した。(趙春晨編(2010)『丁日昌集』上海古籍出版社、下巻、993頁)

であると主張した⁽⁵⁹⁾。第二章で検討したように、日本の国際法に基づいた論理、なかんずく井上毅の国際法に準拠した意見書を想起すれば、郭嵩燾の建言は鋭く急所を押さえ、日本の痛い所を突き、日本の論理と対抗できる水準にあったといえよう。

(2) 琉球共同保護案のさらなる展開

郭嵩燾はたびたび万国公法に準拠して琉球の各国共同保護を唱えたが、その「共同保護」の内実はかなり曖昧で推測しにくい⁽⁶⁰⁾。直接「共同保護」の内実を推測するより、同時期の他の官僚との比較を通じて追究したほうがよいかもしれない。

郭嵩燾の琉球問題をめぐる対日交渉意見に対して、1879年丁日昌は総理衙門宛書簡で郭嵩燾の意見に賛成の意を表した。ただし、丁日昌の意見は、郭嵩燾のそれより一步進んで、三カ国条約の存在自体がいざという時三国に琉球を助けるべき義務があることを意味する、と解釈した。それは条約の履行を意味するものであり、もし米仏蘭三カ国が日本の行為を咎める行動に出るならば、彼らと歩調を合わせて動くことを通じて属国を保護する責任を全うするということである⁽⁶¹⁾。しかし、井上毅が指摘したように、琉球にも他国との条約締結権があり、琉球が独立国または半自主の国としての地位にあることまでは考えなかった。それにもかかわらず、1879年5月10日清国の宍戸公使宛照会も三カ国条約に言及したことから見れば、丁日昌の意見は清国の外交方針に一定の影響を与えたことがうかがえる。

1879年6月19日劉坤一が総理衙門大臣王文韶宛書簡で、琉球がすでに日本の事実上の従属国であるにもかかわらず、日本があえて「廢琉置県」をすることは、「惟仁ならざるのみならず、抑も且つ不智不徳なり」として非難した。さらに、三カ国条約を取り上げて、欧米諸国が道義的責任を果たし清国に肩入れすることを期待しながら、欧米諸国が最後には日本の味方になることを懸念した⁽⁶²⁾。さ

(59)『郭嵩燾全集』第13冊、364頁。

(60) 西里喜行は郭嵩燾の琉球論策を、万国公法（国際法）の理念のみに依拠して琉球の自立＝独立を国際的に承認させるものだと解釈した。（前掲『清末中琉日関係史の研究』、513頁）西里説に対して、岡本隆司は当時の「自立」、「自主」という漢語概念は、独立independenceを指すとは限らないし、また「朝貢を争」われないというのも、当時の局面に応じた便宜的な提案にすぎないから、琉球の独立を認めるわけではないと反論した。（岡本隆司（2017）『中国の誕生——東アジアの近代外交と国家形成』名古屋大学出版会、109頁）しかし、岡本は、郭嵩燾の意見はいったい琉球をどのように位置付けるのか、国際法上の「緩衝国・中立国」にするのか、独立国にするのか、はっきり言わなかった。郭嵩燾の琉球の各国共同保護論は、おそらく『万国公法』第2巻、第1章第8節「葡国有争英管制之」、第9節「希臘被虐三国助之」、第10節「埃及叛土五国理之」の事例、すなわち欧米における各国の通商上の利害及び勢力均衡による行動よりヒントを得、各国の共同保護を提案したのであろう。1877年9月19日郭嵩燾はイリ問題についての上奏文で国際法上の先例としてベルギーに対するフランスの保護、ポルトガルに対するイギリスの保護を取りあげたこともその一例である。（王彦威纂輯王亮編（1987）『清季外交史料』書目文献出版社、第11巻、2頁。前掲『清末中琉日関係史の研究』、513頁）

(61)『丁日昌集』下巻、1004-5頁。

(62) 中国科学院歴史研究所第三所工具書組校点（1959）『劉坤一遺集』中華書局、第5冊、2461-2頁。

らに、1879年9月10日劉坤一が駐日公使何如璋に書簡を書き送り、日本の「廢琉置県」を国際法違反だと非難し、琉球と三カ国条約の意義を重視し、各国公使と共同歩調をとって日本に対抗することが上策だと言った⁽⁶³⁾。しかし、丁日昌の前述意見と同じで、三カ国条約と国際法上の琉球の国際地位とはどのような関係にあるのか、曖昧である。

2 清国における国際法適用の諸問題

(1) 国際法上の先例と清国の国際法受容の程度

清国における国際法に基づいた琉球論策を見ると、法理的な面から琉球問題を分析する意見が見当たらず、国際法上の先例を幾つか援用した程度にとどまっている。それらの先例を通して、清国の国際法受容の程度が垣間見られるのではないか。以上、清国国内における琉球問題をめぐる議論を跡づけてきたが、本節では琉球問題やそれと絡んでいる朝鮮問題に関する各方面の意見でどのような国際法上の先例が引かれたかを検討したい。

1879年8月26日付朝鮮の対欧米開国を勧告した李鴻章の李裕元宛書簡に、イギリスやオーストリアなどの諸国による露土戦争の調停や、ヨーロッパにおける小国ベルギーやデンマークが他国と条約を締結したことで侵略を抑止した国際法上の先例が引かれた。李鴻章は朝鮮の対欧米開国を勧告するため、朝鮮にとって欧米との条約締結が将来日本の侵略を防ぐものとして機能すると、それらの先例を取り上げて李裕元にアピールした⁽⁶⁴⁾。

1882年2月17日李鴻章は竹添進一郎との筆談において、琉球問題の解決案に関し、露土戦争における欧州五カ国の調停の先例を引いて、琉球を両属のままにして日清両国共同で保護する方法を案出し、竹添に働きかけた⁽⁶⁵⁾。

国際法の先例として、郭嵩燾⁽⁶⁶⁾や李鴻章が取り上げたのは、トルコ、ベルギー、ポルトガルなどに対するヨーロッパの大国の調停、干渉の事例である。一方、琉球問題をめぐって、国際法上清国に有利な先例として、井上毅はイギリスの保護下の「ヨニアン」群島 (United States of the Ionian Island)、ロシア、オーストリア、西ドイツ三国の保護下の「カラコウィ」(Cracow)、五大国の保護下の「モルダウイ」(Moldavia) と「ワラシイ」(Wallachia) などの半独立国を取り上げ、「諸例ハ皆支那ノ為ニ利益アリトセン」と認めた⁽⁶⁷⁾。なぜかという、1861年ギリシアの「ヨニアン」群島併合や1846年

(63)『劉坤一遺集』第5冊、2472頁。

(64) 郭廷以ほか編 (1972)『清季中日韓関係史料』中央研究院近代史研究所、第2巻、368頁。なお、この書簡は薛福成の代筆である。(薛福成『庸庵文外編』第3巻、63-6丁、『続修四庫全書』第1562冊所収) 原田環は李鴻章のこの書簡を取り上げたことがある。(原田環 (2007)『朝鮮の開国と近代化』溪水社、207-9頁)

(65)『所属問題』、1128頁。『沖縄県史』、349頁。

(66) 郭嵩燾があげた先例は注60を参照されたい。

(67)『井上毅伝 史料篇』第1巻、179頁。これらの国際法上の先例について、以下の資料を参照されたい。

Coleman Phillipson (1916), *Wheaton's Elements of International Law*, Fifth English Editions, Baker, Voorhis, pp.51-55.

オーストリアの「カラコウィ」併合は、イギリスなどの国々が反対することで沙汰止みになったという先例があるからである。つまり、これらは清国にとって日本が同じく半独立国たる琉球を併合したことを咎める根拠として有効とみなされたのである⁽⁶⁸⁾。しかし、郭嵩燾、李鴻章などを含む清国官僚は全くこれらの先例に言及したことがなかった。マーティン訳『万国公法』を頼りにしていた清国官僚の国際法意識は、1836年初版のホイートン（Henry Wheaton）の著書 *Elements of International Law* の表面的理解の域を出ていなかった⁽⁶⁹⁾。郭嵩燾らは井上毅の取り上げた「カラコウィ」の先例を知るべくもなかったであろう。

(2) 清国における国際法適用のジレンマ

一方、1879年4月5日郭嵩燾の後任としてイギリス公使を拜命した曾紀澤はイギリスで日本駐英公使上野景範と話し合った際、朝鮮、琉球問題にも言及し、「西洋各国公法を以て自ら相維持し、小国附庸を保全し、皆をして自立の権を有らしむ、此れ兵を息みて民を安んずる最善の法なり」と西洋における国際法の効用をたたえ、朝鮮や琉球などの小国を保全してアジアにおける勢力均衡を保つために国際法を利用すべきであると主張した⁽⁷⁰⁾。しかし、国際法の内実に関しては曖昧なイメージしか持っておらず、法理的にどのように利用するのか、全く見当がついていなかった。それに、果たして曾紀澤が国際法を手放しで評価したかという点、必ずしもそうではない。なぜなら、国際法上の属国の基準に照らすと、必ず郭嵩燾が主張したように琉球の朝貢は免除され、清国の宗主国としての地位が危ぶまれるなど不利益を招来するからである。清国は当面そのリスクをできるだけ避けようとした。

たとえば、1880年丁日昌は恭親王宛書簡で、イリ問題をめぐってロシアとの交渉に当たる曾紀澤と相談し、信頼できる西洋の弁護士を招聘し、公法に準拠してロシアと議論すべきだと建言した⁽⁷¹⁾。曾紀澤は1880年7月22日付総理衙門宛書簡において、イリ問題をめぐる清露紛争について、西洋の例に依拠して第三国の君主に依頼して「状師」を招いて議論させる形で解決することをかつて進言したものの、総理衙門が認めなかった、と述べた。さらに、曾紀澤は国際法の法源を刑律としたほか、清国にとって国際法適用の利害得失について、清国と西洋各国と刑律が違い、「睦隣綏遠之道」、すなわち清国における伝統的国際関係の理念と国際法とは必ずしも完全に一致しているわけではない⁽⁷²⁾とし、

(68) 『井上毅伝 史料篇』第1巻、179頁。

(69) アヘン戦争後の最恵国待遇問題を研究して、坂野正高は、「近代国際法秩序のメカニズムの全体についてほとんど理解するところがなかったが、ただ条約が契約としての拘束力をもつということだけは少なくとも理解したという点に、当時の中国側の国際法の理解のし方の特徴がある」と指摘した。(坂野正高 (1970) 『近代中国外交史研究』岩波書店、24頁、注37)

(70) 鐘叔河編曾紀澤著 (1985) 『出使英法俄國日記』岳麓書社、187頁。曾紀澤がおそらく郭嵩燾と連絡呼応し、郭嵩燾の「保護小国」の構想を継承したのではないかと岡本隆司が推測した。(前掲岡本『中国の誕生——東アジアの近代外交と国家形成』、111頁)

(71) 『丁日昌集』下巻、1014頁。

(72) 国際法の法源及び国際法と中国の冊封朝貢体制との関係については、曾紀澤と国際公法改良会 (Association

今日国際法に準拠して他国を律すると、将来各国が国際法を悪用して中国と論難することに至って厄介な問題が起り手にあまる、と曾紀澤は将来の不利益を憂慮した⁽⁷³⁾。この曾紀澤の話は、まさに清国が国際法の受容過程におけるジレンマに苦しむ様態をありありと描き出したものといえよう。

(3) 琉球問題と清国の朝鮮政策の展開と国際法

他方、国際法が琉球の亡国を防ぐことができなかつたにもかかわらず、朝鮮が琉球の二の舞にならないように清国は国際法の論理を用いて朝鮮を守ろうとしていた。琉球の亡国を目の前にし、国際法論理の有効性について懐疑的であった朝鮮に対して清国は説得を試みた。1880年10月25日李鴻章は齋諮官卞元圭との筆談において西洋に作られた国際法が東洋で必ずしも機能するとは限らないと認めたが、開港することで通商の各大国の勢力均衡を利用して一国の独占を防ぐことができると説いた⁽⁷⁴⁾。それに、日清間の琉球問題交渉が暗礁に乗り上げた後、1880年11月18日何如璋は総理衙門に書簡を書き送り、清露間の戦争が勃発する場合、日本の取りうる局外中立の政策について説明した⁽⁷⁵⁾。さらに、朝鮮と外国との条約締結は清国の主導のもとで結ぶべきだと唱えた「主持朝鮮外交議」という意見書を総理衙門に提出した。その理由について、何如璋は西洋各国における属国の政治がみな宗主国の支配下に置かれており、西洋各国はアジアにおける属国を国際法上の属国として論ずるべからずとよく異論を唱え、西洋における属国と半自主国は他国との条約締結に際して、だいたい宗主国が主導することが通例である、と述べた。それに、何如璋は万国公法を取り調べたところ、ドイツ連邦の加盟諸国が条約締結権を持っていたので、清国が属国朝鮮の外国との条約締結を許しても差し支えないが、清国の主導のもとで締結すべきであると唱えた⁽⁷⁶⁾。偶然にも、井上毅は独立国と属国との区分を説明する際、何如璋と同じくドイツ連邦の加盟諸国の条約締結権の問題を取り上げた⁽⁷⁷⁾。

何如璋の「主持朝鮮外交議」は基本的に国際法に基づいて朝鮮の属国たる地位の確保をはかる意見書である。琉球問題をめぐる日本政府との交渉ではもっぱら清琉間の冊封朝貢関係を論拠としたにも

for Reform and Codification of the Law of Nations) 会友との談話にも見られる。(『出使英法俄国日記』, 225-6頁) なお、李恩涵(1982)『曾紀澤的外交』中央研究院近代史研究所, 47頁を参考。

(73) 喻岳衡点校(1983)『曾紀澤遺集』岳麓書社, 181-2頁。

(74) 『李鴻章全集』第9冊, 193頁。朝鮮側の李裕元も卞元圭と同じく、国際法によって琉球の併合を防ぐ試みが失敗したことから、国際法論理の有効性について疑いを抱いていた。(『清季中日韓関係史料』, 399-400頁)

(75) 『清季中日韓関係史料』, 437頁。

(76) 『清季中日韓関係史料』, 440頁。原田環『朝鮮の開国と近代化』, 262-3頁。鈴木智夫は何如璋の朝鮮意見について、「何如璋が琉球問題をめぐって主張した中国側の『属邦自主論』が日本の主張する西欧的国際法原理に対して全く説得力を持ちえぬものであったというにがい経験を生かして作られたものであり、清朝の朝鮮に対する伝統的な宗主権を欧米列強の進出した東アジアの国際関係の中に再編成しようとする苦心の作であったのである」と指摘した。(鈴木智夫(1992)『洋務運動の研究——十九世紀後半の中国における工業化と外交の革新についての考察』汲古書院, 554頁) なお、岡本隆司もこの何如璋の朝鮮意見書を取り上げた。(岡本隆司(2004)『属国と自主のあいだ——近代清韓関係と東アジアの命運』名古屋大学出版会, 40-42頁)

(77) 『井上毅伝 史料篇』第1巻, 175頁。

かわらず、その後の「主持朝鮮外交議」において西洋の属国と半自主国の外交権が宗主国にあることを意識し、清国が朝鮮の外交を主導する必要を唱えたことからみれば、何如璋の国際法意識が格段に高まったといえよう⁽⁷⁸⁾。その理由は、琉球問題をめぐって日本政府が頼りにした国際法論理が何如璋を含む清国官僚を強く刺激したことにあるであろう。さらに、何如璋の国際法に基づいた論理が井上毅の「琉球意見書」に見られる論理と似通っており、両者の類似点は注目すべきである。ただし、何如璋の目的は国際法に基づいて朝鮮の属国たる実をあげることにあるが、井上毅の目的はそれに反して国際法をもって琉球の日本所属を立証することにある。議論の焦点は属国とされる国の条約締結権を宗主国が実際に握っているか否かという問題にあり、それによって真の属国なのかどうかを判断するわけである。双方とも頼りにした武器は、紛れもなく国際法である。

以上のように、国際法との関連に焦点を当てて琉球問題をめぐる清国における論議と清国の朝鮮政策を跡づけてきた。1877年から、何璟と丁日昌が上奏文において国際法に準拠し駐日各国公使を招集して議論させるように提案して以来、何如璋、郭嵩燾、李鴻章、丁日昌、劉坤一と曾紀澤がみな国際法に基づいた議論を持ち出した。ところが、文言がほぼ同じだと言っても、決して同じ解決案を意味するわけではない。何璟と何如璋の意見はだいたい一致しており、おそらく第三国の仲裁を期待する意味を持つであろう。郭嵩燾によって提起された各国共同保護論は『万国公法』第2巻第1章トルコ、ベルギーなどを英露などの大国が「保護」した例を念頭に置いた議論だと推測できる。曾紀澤と李鴻章も郭嵩燾とほぼ同じ程度の意見を持っていた。しかし、彼らの国際法知識が『万国公法』より得た曖昧な知識にすぎず、彼らの行動も国際法知識の程度に規定された。駐日使節団が十分に郭嵩燾の唱えた共同保護論を汲み取れなかったことに対する郭嵩燾の批判もこの文脈のなかで理解できる。一方、郭嵩燾が朝貢免除論を唱えたことに対して、総理衙門と何如璋は琉球問題の破局まで絶え間なく朝貢論にこだわる姿勢をとり、郭嵩燾の意見と大いに食い違っていた。西洋の流儀、すなわち国際法に基づいた論理をもって日本の論理に対抗するという郭嵩燾の意見は、伝統的朝貢関係が主流だった時代環境のなかで、先見性に富み、日本の論理に対抗できる注目すべき見解であったが、ついに採用されることはなかった。

おわりに

以上のように、琉球問題をめぐる日清交渉を国際法と関連させながら、跡づけてきた。琉球問題は台湾事件と緊密につながっていることはいうまでもないが、国際法の論理が武器として使われたことが一つの共通点である。日本の国際法に基づいた論理に対して、清国は国際法に退嬰的な態度をとりながら、台湾生蕃が自国の領土であることを法理的に立証できない皮肉な状況に置かれていた。台湾

(78) 何如璋が依拠したのは、おそらく前掲『万国公法』第1巻第2章第13節「積半自主之義」、第23節「日耳曼係衆邦会盟」、第4巻第3章「論戦時局外之権」であろう。

事件以来、清国は対外使節の派遣なり、在外公館の設置なりを実施し、十数年前の天津条約締結の際に外国公使の北京駐劄すら拒否したことに比べると、長足の進歩を遂げたといえよう。一方、国際法の知識が一部の官僚、とりわけ在外公使の間に広がったが、体系的な国際法学の受容が進んでいなかった。

日本の外交政策において、台湾出兵と琉球問題をめぐる対清交渉とは国際法の論理をもって折衝にあたったことが共通していた。それに対して、清国は台湾事件をめぐって日本の国際法上の無主地先占論に対抗しうる論理をもって十分に論駁を加えなかったことは事実である。琉球問題をめぐって日本が歴史的法的論拠をもって琉球に対する主権を唱えたことに対して、清国はあくまで従来の華夷秩序の主体たる冊封朝貢の歴史から琉球に対する宗主国としての地位を確保しようとした。清国の論理では、日清修好条規と国際法がとりわけ重要視されており、両者が並存していた様相が見られる。両国の論理上の対立は日清交渉過程において随所にみられるのみならず、琉球問題をめぐる日清交渉の破局につながる要因でもある。

一方、明治維新後十数年、日本は国際法の受容が格段の進歩を遂げ、欧米から不平等条約を押し付けられた国から一転し、清国との交渉において国際法の論理を用いて強く攻勢に出たことは注目すべき事象である。一歩先に進んだ日本に刺激され、国際法に対する理解は若干曖昧さを伴い運用が不慣れでありつつも、清国も国際法の意識が芽生えはじめたことは、重要な意味をもっている。ウェスタンインパクトのほかに、この時期、日本インパクトが清国の国際法の受容過程に大きく働いていたことを看過できない。また、清国の国際法受容を考える場合、台湾事件の際の国際法に対する退嬰的態度から一転し、琉球問題に際して制限付きながら積極的に国際法を用いるようになり、さらに朝鮮問題においてより積極的に国際法を利用しはじめたことを考えると、清国の国際法受容の一齣として琉球問題をめぐる日清交渉を取り上げられるのではないか。「テキスト的受容」「手続的受容」「価値解釈的受容」という川島真の国際法受容と適用の三段階説によれば、この時期、清国の国際法受容の程度はおそらく「テキスト的受容」と「手続的受容」の間にあるであろう⁽⁷⁹⁾。

琉球問題をめぐる日清交渉における清国の国際法の運用が「制限付き」であったのは、何より伝統的華夷思想のもとで、国際法受容の前提条件としての主権国家平等の観念が欠けていたことが要因である。主権国家の独立や平等の原則が確立されるためには、華夷の階層的秩序観の打破が必要である⁽⁸⁰⁾。日清戦争前、清国は国際法の権謀術数の道具としての価値を認めたものの、国際法の「普遍的価値」を認めたわけではない。清末中国における伝統思想の再解釈、いわゆる附会論は、国際法を用

(79) 川島真の三段階説は川島真(2000)「中国における万国公法を受容と適用・再考」を参考されたい。(『東アジア近代史』第3号) 清国の国際法受容の「テキスト的受容」「手続的受容」「価値解釈的受容」という三段階は明確に区切りをつけられないものであり、中国古典に対する附会的解釈を通じて国際法の価値を見出したことも、外交交渉における適用につながったことを考えると、三者が互いに影響しあっているとと言える。

(80) 丸山真男「近代日本思想史における国家理性の問題」(同氏(2006)『忠誠と反逆——転形期日本の精神的位相』筑摩書房、第7版、258、272頁)。

いるための思想上の方便にすぎないのである⁽⁸¹⁾。このような思想状況のもとで、清国の国際法運用が「制限付き」であった理由をさらに具体的に説明すれば、第一に、国際法知識を得るにあたって情報源としては『万国公法』のほかにほとんどなく、体系的な国際法学の受容が進んでいなかったため、国際法知識の貧困状況にあること。第二に、条約システムに包摂されつつ、伝統的な冊封朝貢体制の維持にこだわったことが取り上げられる。つまり、外交担当者の「国際法知識の程度」と「伝統的な冊封朝貢体制維持への執着の程度」が変数となって、清国における琉球問題をめぐる交渉意見ではそれぞれの外交担当者によって国際法に対する態度が違ってくように見られる。

さらに、大きく言えば、国際法と冊封朝貢との論理上の対立は、日清両国の国際法受容と条約システムへの適応過程、両国の近代化過程などに関連しており、明治初期の東アジア国際関係を考えるにあたって、無視できない問題である。日清両国間の差異はつきつめていうと、「西洋文明」の摂取の程度、国際法受容の遅速にかかわる問題であり、それが外交上に反映されたわけである。ただし、国際法の受容は近代化の結果として必然的にもたらされるものではなく、自国の歴史や伝統に強く影響されるのである。中国の東アジアにおける歴史上の中心的位置及びそれに規定された国家平等観念の欠如という国際法受容の思想上の課題は未解決のまま残されたのである。

謝 辞

本論文は2018年東アジア近代史学会研究大会での報告に基づいて加筆修正したものである。コメントをしていただいた先生方に深く感謝を申し上げたい。

引用文献

日本語論文

- 一瀬啓恵 (1995) 「明治初期における台湾出兵政策と国際法の適用」『北大史学』35 23-49
植田捷雄 (1944) 「支那の開国と国際法」『東洋文化研究』第1号 31-48
植田捷雄 (1951) 「琉球の帰属を繞る日清交渉」『東洋文化研究所紀要』第2冊 151-201
岡本隆司 (2014) 「宗主権と国際法と翻訳——『東方問題』から『朝鮮問題』へ」氏編『宗主権の世界史——東アジアの近代と翻訳概念』名古屋大学出版会 90-118
川島真 (1999) 「中国における万国公法の受容と適用——『朝貢と条約』をめぐる研究動向と問題提起」『東アジア近代史』第2号 8-26
川島真 (2000) 「中国における万国公法の受容と適用・再考」『東アジア近代史』第3号 35-55
後藤新 (2009) 「台湾出兵と国際法——台湾蕃地事務局における戦時国際法の研究を中心として」『法学研究：法律・政治・社会』82(2) 461-486
太寿堂鼎 (1955) 「国際法上の先占について」『法学論叢』61(2) 36-99
田岡良一 (1972) 「西周助『万国公法』」『国際法外交雑誌』71(1) 1-57

(81) Rune Svarverud (2007), *International Law as World Order in Late Imperial China— Translation, Reception and Discourse, 1847-1911*, Leiden: Brill, pp.150-161. 汪暉 (2015) 『現代中国思想的興起』上巻, 第2部『帝国与国家』三聯書店, 第3版, 707-721頁. 佐藤慎一 (1996) 『近代中国の知識人と文明』東京大学出版会, 67-77頁。

- 張啓雄 (2016) 「〈以不治治之論〉対〈実効管轄領有論〉——一八七四年北京交渉会議から見た日中間国際秩序原理の衝突」『社会システム研究』32 127-173
- 西里喜行 (2002) 「郭嵩燾の琉球自立＝独立論とその周辺」『琉球大学教育学部紀要』61 221-240
- 長谷川直子 (2000) 「西欧国際体系の受容と井上毅」梧陰文庫研究会編『井上毅とその周辺』木鐸社 51-76
- 藤村道生 (1971) 「琉球分島交渉と対アジア政策の転換——明治十四年政変の国際的条件」『歴史学研究』373 1-13
- 茂木敏夫 (1992) 「中華帝国の『近代』的再編と日本」『岩波講座 近代日本と植民地 1 植民地帝国日本』岩波書店 59-86
- 茂木敏夫 (1993) 「中華世界の『近代』的変容——清末の辺境支配」溝口雄三ほか編『アジアから考える 2 地域システム』東京大学出版会 269-299
- 山下重一 (1982) 「対清改約分島交渉と井上毅」『國學院法学』19(4) 115-163
- 山下重一 (1989) 「明治七年対清北京交渉と井上毅」『栃木史学』3 113-135
- 吉野作造 (1927) 「わが国近代史における政治意識の発生」氏編『政治学研究：小野塚教授在職廿五年記念』岩波書店, 第2巻 3-92

日本語著書

- 青山治世 (2014) 『近代中国の在外領事とアジア』名古屋大学出版会
- 岡本隆司 (2004) 『属国と自主のあいだ——近代清韓関係と東アジアの命運』名古屋大学出版会
- 岡本隆司 (2017) 『中国の誕生——東アジアの近代外交と国家形成』名古屋大学出版会
- 尾佐竹猛 (1932) 『近世日本の国際観念の発達』共立社
- 金城正篤 (1978) 『琉球処分論』沖縄タイムス社
- 大久保泰甫 (2016) 『ポワソナードと国際法——台湾出兵事件の透視図』岩波書店
- 佐藤慎一 (1996) 『近代中国の知識人と文明』東京大学出版会
- 鈴木智夫 (1992) 『洋務運動の研究——十九世紀後半の中国における工業化と外交の革新についての考察』汲古書院
- 田保橋潔 (1940) 『近代日鮮関係の研究』朝鮮総督府中樞院, 上巻
- 開成所翻刻丁韞良訳 (1865) 『万国公法』京都崇實館存版
- ティネッロ・マルコ (2017) 『世界史から見た「琉球処分」』榕樹書林
- 中村進午 (1928) 『国際公法論』清水書店
- 中村進午 (1897) 『国際公法論』東華堂出版, 第3版
- 西里喜行 (2005) 『清末中琉日関係史の研究』京都大学学術出版会
- 浜下武志 (1997) 『朝貢システムと近代アジア』岩波書店
- 原田環 (2007) 『朝鮮の開国と近代化』溪水社
- 坂野正高 (1970) 『近代中国外交史研究』岩波書店
- 丸山真男 (2006) 『忠誠と反逆——転形期日本の精神的位相』筑摩書房, 第7版
- 山下重一 (1999) 『琉球・沖縄史研究序説』御茶の水書房
- 山下重一 (2004) 『続琉球・沖縄史研究序説』御茶の水書房

外国語著書

- 汪暉 (2015) 『現代中国思想的興起』上巻, 第2部『帝国与国家』三聯書店, 第3版
- 林学忠 (2009) 『從万国公法到公法外交：晚清國際法的伝入, 詮釈と応用』上海古籍出版社
- 李恩涵 (1982) 『曾紀澤の外交』中央研究院近代史研究所
- 郭廷以ほか編 (1971) 『郭嵩燾先生年譜』中央研究院近代史研究所
- Coleman Phillipson (1916), *Wheaton's Elements of International Law*, Fifth English Editions, Baker, Voorhis.
- Rune Svarverud (2007), *International Law as World Order in Late Imperial China—Translation, Reception and Discourse, 1847-1911*, Leiden: Brill.

参考史料

- 伊藤博文関係文書研究会編（1973-）『伊藤博文関係文書』塙書房
- 井上毅伝編纂委員会（1966-）『井上毅伝 史料篇』國學院大学図書館
- 外務省編（1955）『日本外交文書』日本外交文書頒布会，第7巻
- 外務省編（1950）『日本外交文書』日本国際連合協会，第11巻
- 横山学編（1980）『琉球所属問題関係資料』第8巻（『琉球所属問題』第一第二）本邦書籍株式会社
- 琉球政府編（1969）『沖縄県史』巖南堂，第15巻
- 王彦威纂輯王亮編（1987）『清季外交史料』書目文獻出版社
- 郭廷以ほか編（1972）『清季中日韓関係史料』中央研究院近代史研究所
- 顧廷龍ほか編（2008）『李鴻章全集』安徽教育出版社
- 呉振清ほか編（2010）『何如璋集』天津人民出版社
- 鐘叔河編曾紀澤著（1985）『出使英法俄国日記』岳麓書社
- 中国科学院歴史研究所第三所工具書組校点（1959）『劉坤一遺集』中華書局
- 趙春晨編（2010）『丁日昌集』上海古籍出版社
- 喻岳衡点校（1983）『曾紀澤遺集』岳麓書社
- 李書源整理（2008）『籌弁夷務始末・同治朝』中華書局
- 梁小進編（2012）『郭嵩燾全集』岳麓書社
- David Gillard (1984), ed., *British documents on foreign affairs—reports and papers from the Foreign Office confidential print*, University Publications of America, part I, vol. 2